【規程番号　神女短Ｖ－017】

神戸女子短期大学校外実習履修資格についての細則

食物栄養学科（以下「学科」という。）において校外実習を履修しようとする者は、下記の条件を充たしていることを原則とする。

①健康状態が良好であること。
②給食計画実務論、調理学、給食運営管理実習Ⅰ、調理学実習Ⅰ、調理学実習Ⅱの各科目を修得済みであること。
③校外実習のための事前指導を受けていること。
④実習辞退勧告を受けていないこと。
⑤栄養実習費を指定期日までに納付していること。

特別な事情により上記条件を充たせない者については、学科で協議の上対処する。

この細則の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。